Ⅳ　秋田県スポーツ少年団関係規程

秋田県スポーツ少年団設置規程

第１章　総　　則

第１条　この規程は、公益財団法人秋田県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第39条の規定に基づいて設置された秋田県スポーツ少年団に関することを定める。

第２条　秋田県スポーツ少年団（Akita Junior Sports Clubs Association：略称　ＡＪＳＡ）は、県内のスポーツ少年団を代表する組織体とする。

２　秋田県スポーツ少年団は、市町村体育協会等の設ける市町村スポーツ少年団と関係競技団体をもって構成する。

第２章　目　　的

第３条　秋田県スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって身心の健全な育成に資することを目的とする。

第３章　事　　業

第４条　秋田県スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

⑴　スポーツ少年団育成計画の策定と実施
⑵　スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
⑶　スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成と活用
⑷　スポーツ少年団の国内、国際交流行事の実施
⑸　スポーツ少年団に関する広報活動の実施
⑹　スポーツ少年団活動開発に関する調査研究及び実験の実施
⑺　スポーツ少年団の活動拠点の充実促進
⑻　スポーツ少年団の顕彰
⑼　スポーツ少年団関係講習会及び研修会の実施
⑽　関係団体との連携
⑾　そのほか目的達成に必要な事業

第５条　秋田県スポーツ少年団は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本会理事会の決議に基づき実施する。

第４章　登　　録

第６条　秋田県スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

２　登録に関しては、別に定める。

第５章　役　　員

第７条　秋田県スポーツ少年団に次の役員を置く。

⑴　本 部 長　　１名
⑵　副本部長　　４名以内
⑶　常任委員　　12名以上18名以内
⑷　委　　員　　50名以内

第８条　委員は、市町村スポーツ少年団の登録団数により選出する。又関係競技団体より代表者１名を選出する。

２　市町村スポーツ少年団代表委員数は、前年度の登録団数によるものとする。

⑴　　１～ 50団　　１名

⑵　 51～100団　　２名

⑶　101～150団　　３名

⑷　151～200団　　４名

⑸　201団以上　　５名

３　委員選出の関係競技団体は、県種目別交流大会実施の団体とする。

第９条　本部長は、委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

２　本部長は、秋田県スポーツ少年団を代表し、業務を統轄する。

第10条　副本部長は、委員総会でこれを推挙し本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第11条　常任委員は、委員総会において、委員の中から選出し、本部長が委嘱する。

２　前項のほか本部長は、委員総会に諮って常任委員を委嘱することができる。

３　前２項及び第８条第３項・第９条・第10条並びに第11条の役員選出について必要な事項は、本部長が内規として別に定める。

第12条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は任期が終了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第６章　顧問及び参与

第13条　秋田県スポーツ少年団には、常任顧問・顧問及び参与を置くことができる。

２　常任顧問・顧問は、常任委員会で推薦し、委員総会に諮って、本部長が委嘱する。

３　参与は、常任委員会で推薦し、本部長が委嘱する。

第14条　常任顧問・顧問は、本部長及び常任委員会の諮問に応じ、参与は、常任委員会の諮問に応ずる。

第７章　会　　議

第15条　委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、秋田県スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算そのほか業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

２　委員総会は、毎年２回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。

３　前項のほか常任委員会が必要と認めたとき、又は委員の３分の１以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は２週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

第16条　委員総会は、構成員の２分の１以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

２　構成員が委員総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は、その所属する市町村スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合委任した構成員は、出席したものとみなす。

第17条　委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第18条　常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、秋田県スポーツ少年団の業務を議決し、執行する。

２　常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

３　常任委員会は、構成員の２分の１以上出席しなければ開会することができない。

４　常任委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

５　構成員が常任委員会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合委任した構成員は、出席したものとみなす。

第19条　本部長が必要と認めたときは、市町村スポーツ少年団本部長会議を開催することができる。

第８章　郡市連絡協議会

第20条　秋田県スポーツ少年団に郡市内の連絡調整を図るために郡市連絡協議会を置く。

２　郡市連絡協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第９章　専　門　部　会

第21条　秋田県スポーツ少年団に次の専門部会を置く。

⑴　総務部会

⑵　指導育成部会

⑶　広報普及部会

⑷　活動開発部会

２　前項のほか常任委員会の議決を経て必要な専門部会を設けることができる。

３　専門部会は、専門事項について調査研究を行い常任委員会に意見を具申する。

４　専門部会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

第10章　指導者協議会

第22条　秋田県スポーツ少年団に、指導者の資質、指導力向上を図るために指導者協議会を置く。

２　指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第11章　会　　計

第23条　秋田県スポーツ少年団の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第12章　事　　務　　局

第24条　秋田県スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

第13章　本規程の変更

第25条　この規程は、常任委員会及び委員総会において３分の２以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附　則１

１．本規程は昭和52年５月31日より施行する。

附　則２

１．本規程は昭和60年３月19日より施行する。

附　則３

１．本規程は平成３年４月18日より施行する。

附　則４

１．本規程は平成11年４月１日より施行する。

附　則５

１．本規程は平成15年４月18日より施行する。

附　則６

１．本規程は平成19年４月１日より施行する。

附　則７

１．この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日（平成24年４月１日）から施行する。

附　則８

１．この規程は、令和３年４月１日から施行する。

秋田県スポーツ少年団役員選出母体規程内規

第１条 設置規程第７条及び第11条３項により別表を内規として定める。

第２条 設置規程第７条⑵項及び⑶項の役員選出については、就任時において満で70歳未満（本部長を除く）でなければならない。

第３条　役員の選出については、候補者選定委員会において審査・選出する。選定委員については、常任委員会で選出する。

第４条　この内規は、常任委員会の同意によって改廃することができる。

名　　称	経　験　・　資　格　等	人　　数
本　部　長	学識経験者	１　名
副　本　部　長	地区代表・学識経験者	４　名　以　内
常　任　顧　問	弁護士・ドクター等	若　干　名
	県スポーツ協会関係者	若　干　名
	スポーツ振興課長等	若　干　名
顧　　問	本部長経験者	
常　任　委　員	地区代表者	３　名
	競技委員会代表者	１　名
	報道関係代表者	１　名
	県スポーツ協会代表者	若　干　名
	公認指導者（スポーツ少年団）代表者	１　名
	指導協代表者	１　名
	学識経験者	若　干　名
	リーダー会代表者	若　干　名
参　　与	役員経験者	

関係競技団体	○軟式野球　○サッカー　○バレーボール　○柔道　○卓球 ○スキー　○ラグビー

附　則　この内規は、平成10年12月１日から施行する。

附　則　この内規は、平成11年１月16日から施行する。

附　則　この内規は、平成13年３月７日から施行する。

附　則　この内規は、平成19年４月１日から施行する。

附　則　この内規は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日（平成24年４月１日）から施行する。

附　則　この規程は、令和３年２月24日に改定し、令和３年４月１日から施行する。

附　則　この規程は、令和５年４月19日に改定、施行する。

秋田県スポーツ少年団登録規程

第１条　この規程は、秋田県スポーツ少年団設置規程第４章第６条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第２条　登録は、秋田県スポーツ少年団設置規程第２章の目的にのっとり、秋田県スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第３条　登録は、秋田県スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市町村スポーツ少年団から秋田県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。
２　前項の登録にあたっては、市町村スポーツ少年団、秋田県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第４条　登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。
　更新の方法は前条に定めるところによる。

第５条　秋田県スポーツ少年団は、第３条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、日本スポーツ少年団の認定を受け、所定の認定を行う。

第６条　登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ(以下「少年団登録者」という。)が、公益財団法人日本スポーツ協会及び秋田県スポーツ少年団倫理規程に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。
２　前項の対応を行った結果、当該少年団の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第７条　この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て別に定めることができる。

第８条　本規程の改定は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、変更することができる。

附　則　この規程は、昭和61年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則　第３条２項は、昭和63年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日(平成24年４月１日)から施行する。
附　則　この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成28年２月15日に改定し、平成28年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成29年３月１日に改定し、平成29年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、令和元12月18日に改定し、令和２年４月１日から施行する。

秋田県スポーツ少年団登録規程内規

第１条 この内規は、秋田県スポーツ少年団登録規程第３条および第５条に関する事項について定める。

第２条　秋田県スポーツ少年団登録規程第３条に関しては、次の通りとする。

１　登録区分は、単位団においてスポーツをすることが主な活動である場合は「団員」、スポーツを指導することが主な活動で公認スポーツ指導者資格(以下、「公認指導者資格」という。)を保有する場合は「指導者」、単位団の取りまとめ等が主な活動の場合は「役員」、育成母集団などの単位団活動の運営やサポートが主な活動の場合は「スタッフ」とし、スポーツ少年団活動を行う者は、これらのいずれかに登録するものとする。

２　団員は、登録する年の４月１日現在満３歳以上とする。ただし満３歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を充分に考慮し、個別に対応するものとする。

３　指導者は、登録する年の４月１日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者資格保有者とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。

４　単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者２名以上で構成されるものとする。なお、団員数がやむを得ない理由により人数に満たない場合は、秋田県スポーツ少年団の判断により、団の登録を認める場合がある。

５　前項における指導者は、少なくとも２名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。

⑴　令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者

⑵　スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者

⑶　令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和５（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者

⑷　令和２（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

６　前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の⑴または⑵を満たせばよいものとする。

⑴　スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が１名の場合

この１名を除いた指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも１名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。

⑵　スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(０名)の場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計２名が、当該年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講を修了すること。

７　指導者または登録する年の４月１日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち１名を代表者とする。なお、２団以上の代表者を兼ねることはできない。

８　登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。

９　単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年４月１日から７月31日までの期間中に、所属する市町村スポーツ少年団に申請するものとする。

10　市町村スポーツ少年団は、上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、８月31日までの期間中に秋田県スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、市町村スポーツ少年団所属の役

員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。

11　秋田県スポーツ少年団は、市町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、９月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、秋田県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。

12　秋田県スポーツ少年団への登録料は、次の通りとする。

・団員１名600円（日本スポーツ少年団へ300円、秋田県スポーツ少年団へ300円）

・指導者、役員およびスタッフ１名1,300円（日本スポーツ少年団へ700円、秋田県スポーツ少年団へ600円）

・スタートコーチ（ジュニア・ユース）受講登録料は、１名1,000円。

第３条　秋田県スポーツ少年団登録規程第５条に関しては、次の通りとする。

１　新規登録単位スポーツ少年団については、団認定証と認定リボンを交付するとともに、情報誌「Ｓｐｏｒｔ Ｊａｐａｎ」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。

２　更新登録単位スポーツ少年団については、認定リボンを交付するとともに、情報誌「Ｓｐｏｒｔ Ｊａｐａｎ」を送付する。

３　団員については、団員章を交付する。

４　指導者については、登録証ならびに指導者章を交付する。

５　役員およびスタッフについては、登録証を交付する。

第４条　前条による認定を受けた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは、市町村スポーツ少年団、秋田県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用を除く）を認められる。

第５条　登録者の個人情報は、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、秋田県スポーツ少年団、市町村スポーツ少年団にて共同利用する。その他、個人情報の詳細については、別途定める。

第６条　この内規は、常任委員会の議決によって変更することができる。

附　則　１　この内規は、平成７年４月１日から施行する。

附　則　２　第２条１項、２項は、平成13年４月１日から施行する。

附　則　３　第２条１項、２項、３項、４項は、平成24年４月１日から施行する。

附　則　４　第１条、第２条１項、２項、第３条１項、２項、３項、４項は、平成27年４月１日から施行する。

附　則　５　この内規は、令和元年12月18日に改正し、令和２年４月１日から施行する。

附　則　６　１．この内規は、令和３年２月24日に改正し、令和３年４月１日から施行する。

２．第２条第６項は、令和３年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が１名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（１）または（２）を満たす必要がある。

⑴　スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が１名の場合

この１名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも１名が、令和３年

度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

⑵　スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（０名の）場合
指導者､役員及びスタッフのうち少なくとも計２名が､令和３年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附　則　７　１．この内規は、令和４年２月22日に改正し、令和４年４月１日から施行する。

２．第２条第６項は、令和４年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が１名以下でも更新登録することを可能とする)。ただし、次の（１）または（２）を満たす必要がある。

⑴　スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が１名の場合
この１名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも１名が、令和４年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

⑵　スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（０名の）場合
指導者､役員及びスタッフのうち少なくとも計２名が､令和４年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附　則　８　１．この内規は、令和５年３月17日に改正し、令和５年４月１日から施行する。

２．第２条第６項は、令和５年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が１名以下でも更新登録することを可能とする)。ただし、次の（１）または（２）を満たす必要がある。

⑴　スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が１名の場合
この１名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも１名が、令和５年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

⑵　スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（０名の）場合
指導者､役員及びスタッフのうち少なくとも計２名が､令和５年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附　則　９　１．この内規は、令和６年２月26日に改正し、令和６年４月１日から施行する。

秋田県スポーツ少年団郡市連絡協議会規程

（総　則）

第１条　この規程は、公益財団法人秋田県スポーツ協会秋田県スポーツ少年団設置規程第20条に規定された郡市連絡協議会（以下「協議会」という）に関することを定める。

（目　的）

第２条　協議会は郡市内の組織を整備し、相互連携を図って、スポーツ少年団の円滑な活動を推進する。

（協議・推進事項）

第３条　協議会は前条の目的を達成するために次の事項について協議し推進する。

⑴　各種交流活動に関すること。
⑵　指導者の組織・研修に関すること。
⑶　母集団等の組織育成に関すること。
⑷　その他目的達成に必要な事項に関すること。

（構成単位）

第４条　協議会の構成単位は、次の９ブロックとする。

鹿角市・鹿角郡	大館市・北秋田市・北秋田郡	能代市・山本郡
男鹿市・潟上市・南秋田郡	秋田市	由利本荘市・にかほ市
大仙市・仙北市・仙北郡	横手市	湯沢市・雄勝郡

（組　織）

第５条　協議会は、各市町村の正副本部長・指導者協議会代表・事務担当者及びブロックの県本部常任委員、県指導者協議会運営委員をもって組織する。

第６条　協議会に次の役員を置く。

会長　１名　　副会長　若干名　　幹事　１名

なお、任期は２か年とし再任を妨げない。

第７条　この規程は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附　則　この規程は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則　この規程は、平成18年４月１日一部改正
附　則　この規程は､公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日(平成24年４月１日)から施行する。
附　則　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

秋田県スポーツ少年団専門部会規程

（総　則）

第１条　この規程は、公益財団法人秋田県スポーツ協会秋田県スポーツ少年団設置規程第21条に規定された専門部会に関することを定める。

（部　会）

第２条　部会には「総務部・指導育成部・広報普及部・活動開発部」を置く。

２　必要に応じ、その他の部会・委員会を置くことができる。

（任　務）

第３条　専門部会は、別に定める専門事項について調査研究を行い、常任委員会に意見を具申する。

２　常任委員会から委託された事項について企画・処理する。

（部　員）

第４条　各部員は常任委員及び幹事等をもってこれに充てる。

２　各専門部には、部長１名・副部長１名を置き、本部長がこれを委嘱する。

（規程の変更）

第５条　この規程は常任委員会の承認を得て変更することができる。

附　則

１．この規程は、昭和62年４月１日から施行する。

２．平成２年12月１日一部改正

３．この規程は､公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日（平成24年４月１日）から施行する。

４．この規程は、令和３年４月１日から施行する。

秋田県スポーツ少年団専門部会規程内規

第１条　設置規程第21条により専門部に関することについて内規として定める。
第２条　この内規は、常任委員会の同意によって改廃することができる。
２　委員会には「競技委員会」を置く。
３　委員会には「リーダー会」を置く。

附　則
１．この内規は平成10年12月１日から施行する。
２．この内規は平成15年５月１日一部改正。
３．この内規は平成24年４月１日から施行する。

総　務　部　会	⑴　運営の重点事項に関すること。 ⑵　組織・機能に関すること。 ⑶　規程等に関すること。 ⑷　事業予算・決算に関すること。 ⑸　個人・団体の表彰に関すること。 ⑹　その他総括的事項。
指導育成部会	⑴　指導者の認定員養成講習会および研修に関すること。 ⑵　指導者協議会に関すること。 ⑶　母集団の研修・育成に関すること。 ⑷　講習・研修会等の資料に関すること。 ⑸　リーダーの養成に関すること。 ⑹　海外・全国・東北大会派遣に関すること。 ⑺　その他必要な事項。
広報普及部会	⑴　広報「スポーツ少年秋田」の発行に関すること。 ⑵　日本スポーツ少年団広報紙の原稿に関すること。 ⑶　活動の調査・研究に関すること。 ⑷　その他必要な事項。
活動開発部会	⑴　スポーツ少年大会の企画・運営に関すること。 ⑵　種目別交流大会の企画・運営に関すること。 ⑶　国際交流活動に関すること。 ⑷　郡市及び市町村の交流活動に関すること。 ⑸　活動プログラムの研究に関すること。 ⑹　その他必要な事項。

秋田県スポーツ少年団指導者協議会規程

（総　則）

第１条　この規程は、公益財団法人秋田県スポーツ協会秋田県スポーツ少年団設置規程第22条に規定された指導者協議会（以下「協議会」という）に関することを定める。

（目　的）

第２条　協議会は、秋田県スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という）相互の連帯と資質、指導力の向上ならびに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議し秋田県スポーツ少年団ならびに日本スポーツ少年団指導者協議会に意見を具申する。

⑴　指導者の研修及び資質の向上に関すること。
⑵　指導者の交流と情報交換に関すること。
⑶　指導者の地位の向上に関すること。
⑷　指導活動の安全対策に関すること。
⑸　指導者育成方策の研究に関すること。
⑹　指導法と指導技術の研究開発に関すること。
⑺　その他協議会の目的達成に必要な事項。

（構成・役員）

第４条　協議会は、秋田県スポーツ少年団に登録した役員・指導者をもって構成する。

２　全県協議会は、秋田県スポーツ少年団本部役員（正副本部長・常任委員・幹事）及び各市町村指導者代表１名の委員をもって構成する。

３　協議会には運営委員会を置く。運営委員会は、秋田県スポーツ少年団本部役員若干名及び各郡市指導者代表１名の委員をもって構成する。

４　運営委員会には、委員長１名・副委員長若干名を置き、運営委員会の推薦により本部長がこれを委嘱する。

５　委員及び運営委員の任期は２か年とする。ただし再任を妨げない。

（会議・任務）

第５条　全県協議会は第３条の事項について協議する。

２　全県協議会は毎年１回開催し、本部長がこれを招集する。

３　運営委員会は随時これを開催し、全県協議会の企画立案ならびに準備運営にあたるとともに必要な事項について協議する。

（郡市・市町村指導者協議会）

第６条　指導者相互の連携を図るため、郡市・市町村指導者協議会を置く。

２　郡市・市町村指導者協議会の必要事項は郡市・市町村において定める。

（規程の変更）

第７条　この規程は常任委員会の承認を得て変更することができる。

附　則　１　この規程は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則　２　この規程は、平成18年４月１日一部改正
附　則　３　この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日（平成24年４月１日）から施行する。
附　則　４　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

郡市指導者代表
運営委員選出のブロック

鹿角市・鹿角郡	１名
大館市・北秋田市・北秋田郡	１名
能代市・山本郡	１名
男鹿市・潟上市・南秋田郡	１名
秋田市	１名
由利本荘市・にかほ市	１名
大仙市・仙北市・仙北郡	１名
横手市	１名
湯沢市・雄勝郡	１名

秋田県スポーツ少年団表彰規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、秋田県スポーツ少年団設置規程第４条８号に基づくスポーツ少年団の表彰について必要な事項を定める。

（表彰の形式）

第２条　表彰は、秋田県スポーツ少年団本部長名をもって行い「表彰状及び感謝状」とする。

（表彰の基準）

第３条　団体対象の賞

⑴　優秀単位団賞・優秀母集団賞

⑵　永年にわたり、単位団及び母集団活動が計画的・自主的に行われ、顕著な実績を示し他の範となる者。

２　指導者対象の賞

⑴　功労者賞・優秀指導者賞

⑵　永年にわたり、単位団及び組織団体の指導育成に貢献し、顕著な功績のある者。

（候補の推薦）

第４条　候補の推薦は、別に定める様式により当該市町村スポーツ少年団本部長から秋田県スポーツ少年団本部長あて行う。

２　秋田県スポーツ少年団本部長も推薦することができる。

（表彰者の決定）

第５条　表彰者の決定は、秋田県スポーツ少年団常任委員会において行う。

（規程の内規）

第６条　この規程に定めるもののほか必要な事項については、内規として別に定める。

（規程の変更）

第７条　本規程は、秋田県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附　則

１　本規程は昭和44年６月23日から施行する。
１　昭和52年４月26日　一部改正
１　昭和63年３月23日　一部改正
１　平成２年12月７日　一部改正
１　平成４年４月17日　改正
１　平成５年９月22日　一部改正
１　平成９年12月11日　一部改正
１　平成21年２月９日　内規一部改正
１　平成22年２月９日　内規一部改正
１　平成24年４月１日　一部改正
１　平成25年３月５日　内規一部改正
１　令和３年12月15日　内規一部改正

秋田県スポーツ少年団表彰規程内規

この内規は、規程施行にあたって必要な事項を定める。

１．表彰基準

規程第３条・表彰の基準に示した「顕著な実績・功績あるもの、他の範となるもの」を条件とし、原則として下記条件を満たすものとする。

対象		表彰数・形式		実績・資格
団体	１．優秀単位団賞	10 件 程 度	表　彰　状	・登録及び団活動歴15年以上 ・県や中央行事に積極的に参加している ・指導者全員公認指導者資格保有者とする
	２．優秀母集団賞		感　謝　状	・母集団活動歴15年以上 ・自主的計画的に活動している
個人	１．功労者賞	15 件 程 度	表　彰　状 楯	・満50才以上で指導歴20年以上 ・登録者で公認指導者資格保有者とする
	２．優秀指導者賞		表　彰　状 楯	・指導歴20年以上 ・登録者で公認指導者資格保有者とする

※公認指導者資格保有者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者資格保有者を指す。

２．候補の推薦

⑴　団体・個人対象の候補は、毎年１月３１日までに推薦する。

⑵　優秀指導者賞は、秋田県スポーツ少年団記念事業で受賞した者を除く。

３．表彰の期日

⑴　表彰は、毎年、秋田県スポーツ少年団委員総会（４月）において行う。

秋田県スポーツ少年団慶弔細則

（目　的）

第１条　この細則は、秋田県スポーツ少年団の慶弔に関して必要な事項を定める。

（範　囲）

第２条　この細則の適用は、次の各号に掲げる範囲とする。

１　常任顧問、顧問、参与
２　本部長、副本部長、常任委員、委員
３　本団加盟の市町村スポーツ少年団本部長及び代表委員
４　関係競技団体の代表委員
５　その他

（種類及び方法）

第３条　全国的表彰、または叙位、叙勲等に関する慶意並びに死亡者に対する弔意は、本部長の決裁により表す。

（特　例）

第４条　この細則のほかに特に必要あるときは、本部長の決裁により慶弔の意を表すことができる。

附　則

１．この細則は、昭和61年４月１日から施行する。
１．平成５年４月22日　一部改正
１．平成24年４月１日　一部改正

〈細則内規〉

１．全国的表彰又は叙位、叙勲等に関する慶祝の意は、祝電、祝辞、祝儀をもって表す。
２．本団役員等が退任した場合は謝意を表す。
３．死亡者に対する弔意は弔電、弔辞、供花、香典により表す。
４．慶弔の意の表明は、別表に定める基準による。ただし、実情に応じて考慮する。

別　表〈慶弔の基準〉

<table>
<tr><td colspan="5">１．全国的表彰、叙位、叙勲に関する祝意</td></tr>
<tr><td>祝　　儀</td><td colspan="4">10,000円</td></tr>
<tr><td colspan="5">２．役員等の退任の場合</td></tr>
<tr><td>謝　　意</td><td colspan="4">感　謝　状</td></tr>
<tr><td colspan="5">３．死亡者に対する弔意</td></tr>
<tr><td>区　分
対　象</td><td>香　　典</td><td>供　　花</td><td>弔　　辞</td><td>弔　　電</td></tr>
<tr><td>常任顧問・顧問</td><td>20,000円</td><td rowspan="5">本部長の決裁による。</td><td rowspan="5">本部長の決裁による。</td><td rowspan="5">対象者全員</td></tr>
<tr><td>参　　与</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>正副本部長</td><td>30,000円</td></tr>
<tr><td>常任委員</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td>委員(競技・市町村代表)</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td colspan="4">本部長の決裁による。</td></tr>
</table>

秋田県スポーツ少年団リーダー会会則

第１章　総　　則

第１条　本会は、公益財団法人秋田県スポーツ協会秋田県スポーツ少年団設置規定第21条に規定された専門部会の内規２条２項に定められたリーダー会である。

第２条　本会は、秋田県スポーツ少年団リーダー会と称する。

第２章　目　　的

第３条　本会は、秋田県スポーツ少年団リーダーが相互に協力し合い、友情を深め、自らの資質の向上に努めると共に、秋田県スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

第３章　事　　業

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　会員の友情を深めるための活動
⑵　会員の資質向上のための研修会
⑶　スポーツ少年団リーダー講習会への参加
⑷　スポーツ少年団の各種事業への参加と協力
⑸　スポーツ少年団への広報活動
⑹　その他前条目的達成に必要な事業

第４章　会　　員

第５条　本会の会員は次のように定める。

⑴　単位団代表者の承認を受けた中学生以上の団員
⑵　本会の目的に賛同する25歳未満の指導者

第５章　登　　録

第６条　本会への入会は、所定の加入申し込み書により行う。

２　登録は原則として４月１日より４月末日までとする。

３　登録は単年度とし、継続して入会を希望する場合、毎年度これを行う。

第７条　次の各号に該当するとき会員の資格を喪失する。

⑴　リーダーとしての研修を怠ったり、会則に違反したりするような行為を行った場合
⑵　総会または役員会においてリーダー資格喪失と認められた場合
⑶　当年度の会費納入を怠った場合
⑷　退会を申し出て承認された場合

第６章　役　　員

第８条　本会に次の役員を置く

会長　１名　　副会長　２名　　書記　２名　　会計　２名
幹事　３名　　監　査　２名　　顧問　若干名

第９条　本会の役員選出は次のとおりとする。

⑴　会長・副会長・書記・会計・幹事・監査は総会において会員の中から選出する
⑵　顧問は、現在指導者登録しているものの中から本部が推薦し総会において承認する

第10条　会長は本会を代表し、会の運営に当たる。

２　副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

３　書記は記録を保存し、必要事項を会員に伝達する。

４　会計は本会の会費その他の経費を経理し、必要に応じ会員にその状況を知らせる。

５　幹事は本会の事業を遂行するために必要な役割を分担する。

６　監査は本会の会計を監査し、会員に報告する。

第11条　役員の任期は１ヶ年とする。但し再任を妨げない。
２　役員は任期を満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第７章　顧　　問

第12条　本会に顧問を若干名おく。
２　顧問は本会の運営に関し、指導・助言を行う。
３　顧問は常任委員会、リーダー経験者からそれぞれ１名以上を充てる。
４　顧問は本部長が委嘱する。

第８章　会　　議

第13条　総会は毎年１期開催し、会長がこれを招集してその議長となる。
２　会長が必要と認めたとき、臨時総会を開催することができる。
３　総会は、役員の改選、収支予算および収支決算ならびに事業計画および事業報告の承認、その他の重要項目を審議決定する。
４　役員会は、本会の目的を達成するための事業を協議し、その推進にあたる。
第14条　役員会は、会長、副会長、書記、会計、幹事をもって構成する。
第15条　会議の議決は出席者の過半数の同意をもって議決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。

第９章　会　　計

第16条　本会の経費は、会費その他をもって充当する。
第17条　本会の会費は年額2,000円とする。
２　会費は登録時に１年分一括して支払うものとする。
第18条　本会の会計年度は４月１日から翌年３月31日までとする。

第10章　事　務　局

第19条　本会の事務局は秋田県スポーツ少年団事務局内におく。

第11章　会　則　改　正

第20条　本会の会則は、総会出席者の過半数の同意および顧問全員の同意があった場合に改正できる。

附則　この会則は平成10年４月１日より施行する。
１．平成15年６月１日　一部改正
２．平成24年４月１日　一部改正
３．平成28年５月29日　一部改正
４．令和３年４月１日　一部改正
５．令和６年５月19日　一部改正

秋田県スポーツ少年団活動の指針

――― 活動は週４日・１日２時間　第３日曜日は活動休止日 ―――

秋田県スポーツ少年団では、心身ともに健全な団員の育成と充実した団活動を目指し、次のとおり指針を改定し、全県一斉に遵守するよう推進します。

１．１週間の活動日数・休止日について

⑴ 団員の健康保持や障害防止の観点から、１週間の活動日は、大会や招待試合、練習試合への参加を含め４日以内とし、週３日以上の休止日を確保する。

⑵ 第３日曜日は、原則として全県一斉の活動休止日とする。
ただし、大会等が第３日曜日に開催される場合、参加・不参加は、団員の体調や健康面を考慮した上で、各団において慎重に判断して決定する。やむを得ず大会等に参加した場合には、第４日曜日等の休日を活動休止日として確保する。

⑶ 大会や招待試合、練習試合への参加で土曜日、日曜日に活動した場合には、月曜日を休止日として団員の体力回復に努める。

２．１日の活動時間について

⑴ 団員の体力や運動能力、発達段階に応じて活動時間を設定し、１日の活動時間は、長くとも平日は２時間程度（休日は３時間程度）とする。

⑵ 活動終了時刻は、翌日の学校生活に支障をきたさないよう、原則午後７時までとする。

３．団活動に際しての配慮事項

⑴ 団活動は、１８歳以上の登録指導者のもとで行う。（ただし、特別な事情がある場合には、責任の持てる役員またはスタッフが管理することも可とする。）

⑵ 団活動は、単一種目に偏ることなく、他の種目や奉仕活動等も取り入れ、多様な体験をさせるようにする。

⑶ 勝利至上主義に陥って、一部団員の活動に終始することなく、全団員が喜んで活動できるよう活動内容を工夫する。

⑷ 団員に過度な負担がかからないよう、大会や招待試合、練習試合の参加回数を精選するように努める。

⑸ 殴る・蹴る・道具でたたく・物を投げつけるなどの身体的暴力、威圧する・無視する・脅すなどの言葉や態度による精神的暴力、スポーツハラスメント等の反社会的行為を根絶する。

⑹ 施設設備・用具等の安全点検を定期的に実施し、事故の未然防止に万全を期する。

⑺ 定期的に指導者と育成母集団（役員・スタッフ・保護者等）との話し合いの場を設け、活動方針等を確認し、相互の共通理解のもとで団活動を進めるように努める。

附則　この指針は平成３０年４月１日より改定施行する。
附則　この指針は令和２年４月１日より改定施行する。
附則　この指針は令和５年４月１日より改定施行する。
附則　この指針は令和７年５月２８日より改定施行する。

秋田県スポーツ少年団役員関係

各市町村スポーツ少年団代表委員名簿

秋田市	瀧森	威
〃	吉田	尚之
〃	吉野	ショウ子
〃	加賀美	俊一
能代市	藤田	卓也
横手市	小野	正伸
〃	土谷	久男
大館市	庄司	弘
由利本荘市	大滝	朗
〃	吉田	隆久
男鹿市	三浦	肇
湯沢市	村山	一郎
大仙市	藤澤	範行
〃	杉澤	亨
鹿角市	海沼	知行
北秋田市	成田	昭夫
潟上市	伊藤	敏和
にかほ市	佐々木	俊哉
仙北市	伊藤	聡
小坂町	木村	正樹
上小阿仁村	武石	俊仁
三種町	三浦	和也
八峰町	鈴木	洋一
藤里町	金野	尚人
五城目町	小玉	史男
八郎潟町	伊藤	暢
井川町	六郷	博志
大潟村	佐藤	正之
美郷町	照井	達義
羽後町	湊	幸夫
東成瀬村	佐々木	広

秋田県スポーツ少年団役員

本部長	田口　將	参与	北嶋　力	⑥
副本部長	大滝　朗	〃	牧野三千雄	⑤
〃	村山一郎	〃	佐々木もと子	⑤
〃	吉野ショウ子	〃	菊地　隆	⑤
〃	小笠原重夫	〃	佐藤政博	⑤
常任顧問	鶴田有司	〃	石川宏江	⑤
〃	湊　昭策	〃	齋藤　徹	④
〃	加藤雄樹	〃	藤田　向	④
〃	野中仁史	〃	大山重幸	③
顧問	一関俊和	〃	今野健嗣	③
〃	福原幸成	〃	鎌田　悟	③
常任委員	海沼知行	〃	青崎雅子	③
〃	瀧森　威	〃	梅川正城	①
〃	小野正伸	〃	長崎剛征	①
〃	奈良　薫	〃	小原文美	①
〃	大原進太郎			
〃	鈴木信行			
〃	千葉玲佳			
〃	伊藤　聡			
〃	水沢　忍			
〃	民谷資郎			
〃	髙橋史晃			
〃	小畑治隆			
〃	佐藤紀子			
〃	畑山幸代			
〃	冨樫恵子			
〃	大石美幸			
〃	高橋哲哉			
〃	福原航平			

〈各　専　門　部　員〉

総　務　部

◎小笠原　重　夫
○髙　橋　史　晃
田　口　　將
大　滝　　朗
村　山　一　郎
吉　野　ショウ子
畑　山　幸　代
伊　藤　　聡
大　原　進太郎
瀧　森　　威
冨　樫　恵　子
門　間　兵　悦
担当副本部長
小笠原　重　夫

指導育成部

◎伊　藤　　聡
○海　沼　知　行
小　野　正　伸
鈴　木　信　行
水　沢　　忍
福　原　航　平
久　米　克　弥
担当副本部長
村　山　一　郎

活動開発部

◎畑　山　幸　代
○民　谷　資　郎
小　畑　治　隆
奈　良　　薫
大　石　美　幸
高　橋　哲　哉
二階堂　直　子
担当副本部長
大　滝　　朗

広報普及部

◎大　原　進太郎
○千　葉　玲　佳
佐　藤　紀　子
七　尾　　恵
担当副本部長
吉　野　ショウ子

競技委員会

◎奈　良　　薫（ラグビー・常）
熊　谷　浩　之（サッカー）
櫻　田　浩　幸（柔　　道）
相　楽　　裕（バ レ ー）
畠　山　　隆（卓　　球）
関　　寛（野　　球）
佐　藤　雄一郎（ス キ ー）

リーダー育成プロジェクト

◎畑　山　幸　代
○小　畑　治　隆
小笠原　重　夫
吉　野　ショウ子
高　橋　哲　哉
福　原　航　平
担当副本部長
村　山　一　郎

≪本部事務局≫

室　　長　門　間　兵　悦
室長補佐　久　米　克　弥
事務局員　二階堂　直　子
〃　　七　尾　　恵

秋田県スポーツ少年団指導者協議会運営委員会

運営委員長	小笠原　重　夫	（大仙市･仙北市･仙北郡･副本部長･総務部長）
運営副委員長	畑　山　幸　代	（県北・活動開発部長）
〃	吉　田　尚　之	（秋田市）
〃	高　橋　優　功	（湯沢市・雄勝郡）
運営委員	佐　藤　　亨	（鹿角市・鹿角郡）
〃	石　川　仁　司	（大館市・北秋田市・北秋田郡）
〃	大　坂　長　正	（能代市・山本郡）
〃	安　田　貴　志	（男鹿市・潟上市・南秋田郡）
〃	菊　地　久　昭	（由利本荘市・にかほ市）
〃	土　谷　久　男	（横手市）
〃	伊　藤　　聡	（指導育成部長）
〃	大　原　進太郎	（広報普及部長）
〃	田　口　　將	（本部長）
〃	大　滝　　朗	（副本部長）
〃	村　山　一　郎	（〃）
〃	吉　野　ｼｮｳ子	（〃）
〃	冨　樫　恵　子	（中央）
〃	大　石　美　幸	（県南）